

鳥取バスケットボールリーグ (TBL) プレ大会規定

目的：バスケットボール競技人口の減少が懸念される中で、TBLを通してバスケットボールプレイヤーの底辺拡大、競技人口の増加を目指し、鳥取県バスケットボールの普及・発展・強化に貢献する。

1. 参加資格に関する事項

1) 鳥取バスケットボールリーグ (以下 TBL) 登録資格は次に登録されたチーム及び選手とする。

- ①日本バスケットボール協会 (以下 JBA) または鳥取県バスケットボール協会 (以下 県協会) に登録されたチーム。(県協会登録の場合はTBLの試合のみ参加可能)
- ②JBAまたは県協会に登録された選手。

2) 参加連盟は次の通りとする。

- ①鳥取県クラブバスケットボール連盟
- ②鳥取県学生バスケットボール連盟
- ③鳥取県実業団バスケットボール連盟
- ④鳥取県教員バスケットボール連盟
- ⑤鳥取県ママさんバスケットボール連盟
- ⑥その他

2. 登録に関する事項

1) チーム登録について

- ①年度登録とする。(ただし、JAB登録と別のチームでもよい。)
- ②JBA登録または県協会登録を義務とし、未登録チームの参加は認めない。
- ③TBL事務局指定の参加申込書に記載し、TBL事務局へ提出すること。
- ④TBLチーム参加費については、参加申込期限までに指定口座に振り込みまたは、担当者に納付を完了すること。

2) 個人登録について

- ①年度登録とする。
- ②JBA登録または県協会登録を義務とし、未登録選手の参加は認めない。
(JBA登録をしていない選手の県協会登録費は、1人1000円とする。)
- ③TBL事務局指定の参加申込書に記載し、TBL事務局へ提出すること。
- ④年度内でのTBL登録チーム間の移籍を認めない。
- ⑤選手登録は、本人の同意を必ず確認したうえで行うこと。
- ⑥高校生については、各高校の顧問と保護者が許可した者、またはクラブ登録者に限り認める。
(各高校の部活に所属していない高校生は保護者が許可した者。)
(顧問と保護者の同意書を提出しなければならない。)
- ⑦登録追加は随時認める。
 - (i) JBA登録または県協会登録を行うこと。
 - (ii) TBL事務局へ参加申込書を再提出すること。

注) 参加申込書の追加欄に記載して、T B L事務局へ提出し、受理された時点で出場可とする。

⑧登録抹消は随時認める。

(i) T B L事務局へ参加申込書を再提出すること。

(ii) T B L事務局へ参加申込書を再提出すること。

3) 同一チーム(J B A登録)での複数参加について

① J B A登録または県協会登録チーム内でのT B L複数チームの参加は認める

注) 配下選手の多いチームは2チームとして参加することを認める。

②年度内のJ B A登録・県協会登録同チームであっても、T B L登録間の移籍は認めない。

注) 同一チームでの複数チーム参加の場合に適用し移籍は認めない。

4) T B L登録時期

①参加告知：協会HPを通じて告知(8月初旬)

②申込み期限：9月4日(金)

(i) チーム登録(登録料納付)が終わっているチームとする。(未納チームは参加不可)

(ii) 個人登録(登録料納付)が終わっている選手とする。(未納選手は参加不可)

③申込み書類：T B L事務局へ提出すること。(所定の参加申込書を提出)

5) 参加申込書を記載し、期限までに提出すること。

①代表者・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)

②連絡者・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)

③運営委員(1名以上)・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)

④帯同審判員(2名以上)・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)

注) 帯同審判員については日本バスケットボール協会公認審判を1名以上とする。

注) 帯同審判員の不在のチームは、別途審判料を支払う

⑤監督・コーチ・Aコーチ・マネージャー(公認コーチ資格の場合はコーチIDを記載)

⑥選手 上限を設けない・・・個人ID・氏名・生年月日・年齢・(県登録ID)

注) 代表者・連絡者・運営委員・帯同審判員については、兼ねてもよい。

注) T B L登録チーム毎に代表者・連絡者・運営委員・帯同審判員を選出すること。

3. 参加費に関する事項

1) 参加費は年間1万8千円とする。(※参加チーム数によっては変更する可能性があります。)

2) 参加費は 月末までに納付すること。納付先については、T B L事務局より連絡する。

3) 参加費は、T B L登録チーム毎に発生する。複数チーム参加の場合は、参加チーム毎に納付すること。

4. チーム責務に関する事項

1) T B L参加すべてのチームに責務は発生する。

注) チーム責務は、T B L登録チーム毎に発生し割り当てを与える。

2) 代表者(1名)・運営委員(1名以上)・帯同審判員(2名以上)を登録し大会運営に協力すること。

3) 運営割り当て(会場役員・審判・TO等)は、チームで責任を持って実施すること。

- 4) 会場運営は担当チームが行うこと。(割り当てはT B L事務局が決定する)
- 5) 責務を果たせないチームは参加不可とし、期間中の理由なき責務放棄は、次年度以降、T B Lへの参加を認めない。(原則、チーム・個人とも参加は認めないが、理由によりT B L事務局が認めた場合のみ参加を認める)
- 6) 期間中の責務放棄のチームに対してはペナルティを与える。(ペナルティの内容はT B L事務局と鳥取県バスケットボール協会で決定する)
注) ペナルティは、反則金制度を採用し内容により発生しT B L事務局へ納付する。

5. 競技方法に関する事項

1) 競技について

- ①日本バスケットボール競技規則に基づき行う。
- ②ベンチ入りは、選手18名以内、監督1名、コーチ1名、アシスタントコーチ1名、マネージャー1名、トレーナー1名の合計23名以内とする。また、チーム関係者以外はベンチに入ってはならない。
注) T B L登録選手が18名を超える場合はゲーム毎18名の規定メンバー表を作成しゲーム前に提出すること。
注) 部外者のベンチ入りは禁止とし、メンバー表以外の関係者はベンチに座れない。
- ③チーム全員がユニフォームを上・下揃えて出場すること。
- ④組み合わせ番号の若いチームがT O席に向かって右側のベンチに入り、ユニフォームは淡色とする。

2) 男子・女子試合方法

- (i)1部～2部 リーグ戦
- (ii)入れ替え戦

※ただし、参加チームによってはトーナメント方式に変更する場合がある。

4) 順位決定方法

- ①勝率
- ②同率の場合はチーム同士の対戦成績による。但し、棄権によるチームは下位となる。
- ③②で決定しない場合は、総得点÷総失点の大きいチームを上位とする。

5) 試合時間

8分ピリオド インターバル2分 ハーフタイム10分

6) 年間スケジュール

月末のチーム登録を受けてT B L事務局、チーム代表者で決定する。

7) カテゴリー編成

- ①初年度のCATEGORY編成は各チームで希望をとり、東部、中部、西部リーグ担当者等で話し合い前年度実績を基本とする。ただし、各連盟での成績を考慮し上位リーグへ編入することもある。

注) 強豪チームへの配慮を行う。

- ②次年度以降については、入れ替え戦を実施しCATEGORY編成を行う

- ③新規参入チームは、最下位CATEGORYからの参入とする。

8) 各賞について

- ①最優秀選手賞・・・各部、優勝チームより1名選出
- ②健闘選手賞・・・各部、準優勝チームより1名選出
- ③得点王・・・各部、スコアにより計算し1名選出
- ④3P賞・・・各部、スコアにより計算し1名選出

6. 運営に関する事項

1) 会場について

- ①会場運営は、原則大会役員の指示のもとチーム運営委員が行う。
- ②体育館使用規則を守ること。(駐車場・ゴミの持ち帰り・喫煙ルール 等)
- ③体育館使用規則が守れなかった場合は、次年度のTBL参加不可とする。
注) 参加不可はチーム・個人(チームを変更した場合も認められない)

2) 罰則について

- ①暴力・暴言等、スポーツマンに有るまじき行為については罰則を与える。
- ②無断で試合を放棄した場合は2万円の反則金を支払わなければならない。
注) 事務局：1万円、対戦チーム：1万円
- ③審判・TOの割り当てについては責任を持って実施すること。無断で実施した場合はTBL事務局に反則金1万円を支払わなければならない。
- ④反則金はTBL事務局が管理し、TBL運営等に運用する。
- ⑤TBL事務局への納付を義務とし、支払わない場合は大会への参加を認めない。

3) その他

- ①試合予定日にやむを得ず棄権する場合は、できるだけ早く大会事務局に連絡すること。ただし、審判、TO、チーム運営委員の責任ははたすこと。
- ②審判員、TO、選手や協会役員・運営委員に対し暴力をふるった場合は、即刻、本人、チームを登録抹消とし、本年度および次年度の個人・チーム登録は認めないものとする。また審判員、TO、選手や協会役員・運営委員に対して目に余る態度や暴言を繰り返すチームおよび選手については、事実確認を行った後、協会内に登録抹消か否かの審議をする。再三の注意に関わらず一向に改善が見られないチームは次年度の登録は認められないものとする。

7. 審判に関する事項

- 1) 審判割りとは、リーグ戦開始後数回に分けて各チームに審判委員会から割り当てを通知する。
- 2) 原則として審判割り当ての変更は行わないので、責任を持って履行すること。所属チームの試合が棄権等でなくなった場合でも割り当てのとおりにするが、割り当て予定となっていた試合が無くなった場合や、諸事情により所属チームの試合が日程変更になった場合は当初予定の割り当てはありません。
- 3) 帯同審判員は審判講習会に積極的に参加して審判技術の向上に努め、割り当てられた試合は責任と自覚を持った上で、全力で取り組んでください。
- 4) 帯同審判員は、『競技規則およびオフィシャルズマニュアル』を1冊ずつ購入し、熟読したうえで審判技術向上に努めてください。ゲーム終了後は可能な限り、相手審判や会場にいる審判員と積極的にミーティングをおこなって、長所を伸ばし、短所を修正するヒントにしてください。
- 5) 都合により割り当てられている帯同審判員が吹けない場合は、代理審判の氏名を1週間前までにTBL事務局まで連絡をし、承認を受けること。
- 6) 帯同審判員制度の主旨を理解しTBLに参加できる条件でもあるということを強く認識して、チームの責任として帯同審判員のレベルアップに取り組んでください。また、既に帯同審判員として認められている方でも向上心の欠如や取り組む姿勢に問題のある方や、キャンセルが度々あった場合は、県協会の審判長の判断として帯同審判員としての資格を取り消すことがあります。

8. 広報に関する事項

- 1) 参加チーム募集については、県協会ホームページ・フェイスブック(以下 FB)で行う。
- 2) チーム紹介については、県協会ホームページで行う。
- 3) 試合結果については、県協会ホームページ、FBで行う。
- 4) 各賞については、県協会ホームページ、FBで行う。

平成27年7月3日 制定